

ASSET (Advanced, Smart buildings promotion Scheme
with Emission reduction Target)
実施ルール（追加募集用）

Ver.1.1 2012.7.17

環 境 省

目次

1. 本制度の概要	1
1.1 本制度の目的、特徴.....	1
1.2 制度への参加.....	2
1.3 本制度のルール概要.....	3
1.4 スケジュール.....	5
1.5 情報の公表について.....	6
2. 参加単位	7
3. 排出量の算定	9
3.1 算定対象ガス・算定対象活動.....	9
3.2 排出源.....	9
3.3 算定対象範囲（バウンダリ）の確定.....	9
3.4 データのモニタリング.....	9
3.5 CO2 排出量の算定・報告.....	10
4. 目標設定方法	12
4.1 基準年度排出量.....	12
4.2 排出削減目標量.....	12
5. 排出量の検証	14
5.1 概要.....	14
5.2 検証の受検及び検証機関の選択.....	14
6. 排出枠の初期割当量（JAA）の交付、取引及び償却	15
6.1 排出枠の交付及び登録簿.....	15
6.2 排出枠等の取引・移転方法.....	16
6.3 排出枠償却義務を満たせない場合等の措置.....	17
7. 本制度に関する情報及び問い合わせ	19
7.1 本制度に関するウェブサイト.....	19
7.2 本制度に関する問い合わせ先.....	19

1. 本制度の概要

1.1 本制度の目的、特徴

本制度は、CO2 排出量の増加が著しい業務用ビル等において、先進的な設備導入と運用改善を促進するとともに、市場メカニズム（排出量取引）を活用することにより、CO2 排出量の大幅削減を効率的に図るものである。

本制度は、以下の 3 つをセットにすることにより、費用効率的かつ確実な削減を実現するという特長を有する。

- ①先進的温室効果ガス排出抑制設備を含めた設備導入に対する補助
- ②参加事業者による削減約束量当たりの補助額の小さい費用対効果の高い事業から採択（リバースオークション）
- ③削減約束量を超過達成した場合には排出枠を他参加者等に売却することもできる。一方、達成できない場合には超過排出分の排出枠を購入して目標を遵守する

※この実施ルールについて

- ・この実施ルールは、今後、検討の深化や状況の変化に伴い、修正すべき合理的な理由がある場合には、適宜修正されることがある。
- ・また、本実施ルールで参照する「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」については本制度のウェブサイト参照すること。（ウェブサイトは今後開設予定）

1.2 制度への参加

(1) 参加方法

本制度は、事業者の自主的な参加に基づくものである。本制度への参加を希望する事業者は、以下の2通りの方法により参加することができる。(以下①②を併せて「参加者」という。)

① 目標保有者

一定量の排出削減を約束する代わりに、CO2 排出抑制設備の整備に対する補助金と排出枠の交付を受ける参加者（設備補助の採択事業者）。設備整備を行うビル等および設備の保有者が、目標保有者として参加する必要がある。これ以外に、ビルでテナント等の削減に協力することを望む事業者は、任意で参加することができる。

② 取引参加者

排出枠等の取引を目的として、登録簿に口座を設け、取引を行う参加者。取引参加者には、排出枠の初期割当はない。

なお、①②ともに本邦法人とする。

(2) 参加資格

① 目標保有者

平成 24 年度の「先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業」（以下「設備補助」という。）に応募し、採択された事業者。目標保有者には、補助申請時に示した代表事業者と共同事業者の双方を含む。

設備補助は、業務ビル等において、環境省が指定する先進的な技術水準を満たす設備等を導入する事業者に対し、設備整備費の一部を補助するものである。設備補助は以下の事業者を対象とし、国及び地方公共団体は対象とならない。

ア 民間企業

イ 独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

ウ 特例民法法人並びに一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人

エ 法律により直接設立された法人

補助事業の応募者は補助対象設備を所有し、補助対象設備を導入する業務ビル等を所有する等補助対象設備の設置権限を持つ者である必要がある（補助対象設備と補助対象設備を導入する業務ビル等の所有者は別々でもよい）。

※ESCO 事業・リース等の活用について

ESCO 事業等を活用した参加に際して、シェアード・セイビングス契約方式の ESCO 事業等の場合には、補助対象設備を導入する業務ビル等の所有者又はその代理者と

ESCO 事業者等との共同申請とし、また、リース等を利用する場合は、業務ビル等の所有者又はその代理者とリース事業者との共同申請とする。いずれの場合にも、両者ともに補助事業者（目標保有者）となる。

なお、リース等を利用する場合、リース料から補助金相当分が減額されていることを証明できる書類の提示を条件に、リース会社等との共同申請事業が認められる。

※東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、埼玉県「目標設定型排出量取引制度」の参加事業所について

東京都「温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度」、埼玉県「目標設定型排出量取引制度」の参加事業所（都/県内中小事業所や都/県外大規模事業所による参加を含む）も本制度への参加は可能であるが、ASSET 事業は両制度とは異なる制度であり、本制度の実施ルール、ASSET モニタリングガイドラインに沿った排出量の算定及び検証受検が必要となる。また、ASSET 事業内での排出枠（JAA）の売却は認められない。

② 取引参加者

設備補助金の交付を受けない者に対しては排出枠の交付はされないが、そうした者も、排出枠等の取引を行うことを目的として、本制度に参加することができる。

取引参加者は、登録簿に口座を設けるとともに、排出枠の取引を行うことができる。取引参加者の本制度への参加は 2013 年度からであり、取引参加者の制度への参加方法の公表及び募集については 2012 年度後半に行う。

1.3 本制度のルール概要

本制度への参加に伴い、目標保有者に求められるルールの概要は、以下のとおりである。目標保有者として制度に参加するための応募方法については、「先進対策の効率的実施による業務 CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業目標参加者公募要領」を別途参照のこと。

(1) 基準年度（2009 年度～2011 年度）排出量の算定

目標保有者は、公募に際して基準年度である 2009 年度～2011 年度の排出量を算定する。算定においては、本実施ルールで定める算定方法により排出量を求める。

(2) 基準年度排出量の検証

目標保有者は、2012 年 12 月までに、基準年度の排出量について、環境省の委託する検証機関の検証を受ける（詳細は、5. 参照）。検証費用は環境省が負担する予定。

(3) 補助対象設備の整備

目標保有者は、2012 年度において補助対象設備を整備する。

(4) 排出枠の初期割当量（JAA（Japan Allowance for ASSET））の交付

目標保有者に対しては、2013 年の 4 月以降に排出枠の初期割当量（JAA）が交付される。JAA の交付量は、以下のとおり（詳細は、6.1 参照）。

初期割当量：

「対象事業場の基準年度排出量」－「2013 年度の排出削減目標量」

(5) 排出削減対策の実施

目標保有者は、2013 年度において、排出削減に取り組む。

(6) 2013 年度の排出量算定と検証

目標保有者は、2014 年 4 月以降に 2013 年度の排出量を算定するとともに、2014 年 6 月頃に検証機関による検証を受ける。

(7) 環境省による承認手続

検証機関の検証を受けた算定結果は、環境省の承認を経て、確定される。

(8) 排出枠（JAA 及び jCER¹）の取引

初期割当量（JAA）及び CDM 及び JI プロジェクトに基づいて発行される jCER（以後、排出枠と呼ぶ）は、2013 年 4 月以降の初期割当量の交付以降、2014 年 11 月 30 日に予定されている償却期限までの期間において随時取引可能である（詳細は、6.2 参照）。

(9) 排出枠の償却義務

目標保有者は、2014 年 11 月 30 日に予定される償却期限までに、検証機関の検証を受けた 2013 年度の実排出量と同量の排出枠（JAA 及び jCER）を、登録簿システム上の償却口座に移転しなければならない（詳細は、6.2 参照）。償却には、初期割当量（JAA）に加えて、jCER も活用することができる（詳細は、6.2 参照）。

(10) 補助金返還の可能性

2013 年度の実排出量に対し、償却期限までに償却口座に移転した排出枠の量が足りない場合には、不足量に応じて、交付された補助金を返還しなければならない（詳細は、6.3 参照）。

(11) 2014 年度の排出量算定

本制度における初期割当量の交付及び排出枠の償却義務は 2013 年度のみであるが、補助設備導入による CO2 削減の継続的な取組を促すことを目的として、2014 年度においても排出量の算定及び環境省への報告が求められる。

なお、2014 年度については検証の受検は不要であり、削減目標も負わない。

¹ jCER：クリーン開発メカニズム（CDM）により発行される CER（Certified Emission Reduction）や共同実施（JI）により発行される ERU（Emission Reduction Unit）を基に本制度用に発行される排出枠。詳細は 6.2 を参照。

1.4 スケジュール

本制度は表 1 のスケジュールにより実施する。ただし、詳細なスケジュールは状況により前後することがある。

事業期間は年度単位とするため、目標保有者の CO2 排出量も年度単位で算定し、検証を受けることが求められる。

表 1 事業のスケジュール

2012 年度	7 月中旬 公募開始
	9 月中旬頃 採択結果の公表（※補助金の交付決定とは異なる）
	9 月下旬頃～12 月頃 基準年度排出量の検証実施
	2013 年 1 月頃 検証済み基準年度算定報告書の提出
	2 月頃 検証済み基準年度算定報告書の確定
2013 年度	4 月～ 排出削減対策の実施
	4 月～ 2013 年度分の排出枠（JAA）の交付
	4 月～ 排出枠の取引の開始
2014 年度	4 月 2013 年度の算定報告書の作成
	4 月～6 月 2013 年度排出量の検証
	6 月 2013 年度の検証済み算定報告書の提出
	11 月 30 日 2013 年度排出量に対する排出枠等の償却期限
2015 年度	4 月～ 2014 年度の算定報告書の作成
	6 月 2014 年度の算定報告書の提出（検証は不要）

1.5 情報の公表について

本制度においては、下記の情報に関しては原則として公表される。ただし、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある等当該情報を公表しないことについて合理的な理由がある場合については、参加者の申請に基づき、環境省と参加者の間で公表の可否について柔軟に調整する。

<個別の目標保有者に関する情報>

- ・ 目標保有者名
- ・ 対象事業場の所在地
- ・ 排出削減目標量
- ・ 削減対策の内容
- ・ 参加事業場の基準年度の平均排出量
- ・ 排出枠交付量
- ・ 排出量検証の結果
- ・ 排出枠償却義務の達成状況

<制度全体に関する情報>

- ・ 参加者数及びその分野
- ・ 排出削減目標量の合計
- ・ 目標保有者の基準年平均排出量の合計
- ・ 排出枠交付量の合計
- ・ 排出量検証の全体状況
- ・ 排出枠償却義務達成の全体状況
- ・ 取引件数、取引価格

2. 参加単位

2.1 参加単位

参加単位は、事業場とする。事業場とは同一敷地内に存在する建物及びそれらに付属の工作物とする。

「建物」とは建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）上の建築物を指し、一つの建物の範囲は原則として、建築基準法の確認申請又は計画通知の 1 棟の建物の範囲とする。

ただし、建築基準法の確認申請又は計画通知の 1 棟の建物の範囲にかかわらず、建物の不動産登記簿に示される次の範囲により、一つの建物の範囲を定めることができる。

- ・ 区分所有建物以外の建物
 - 主たる建物の表示及び附属建物の表示の符号ごとの建物の範囲
- ・ 区分所有建物
 - 区分所有建物の一棟の建物の表示の建物の範囲

一つの建物に複数の事業者が存在している場合についても、原則として建物全体を一単位とする。ただし、住宅用途部分、熱供給事業用の施設並びに電気事業用の発電所及び変電所については除外する。

本制度においては基準年度の排出量を算定・検証する必要があるため、新設建物等、基準年度排出量の算定・検証を行うことのできない建物は参加できない。

また、本制度においては複数の事業場をまとめて（上限なし）グループとして参加することも認められる。また、1 企業がグループとして参加する場合、当該企業に属する事業場を全て対象とする必要はなく、対象事業場を任意で選択して良い。

原則として同一法人の事業場によって構成されるグループのみ参加でき、対象となる事業場でのエネルギー・CO2 排出量管理が統一的に実施されていることが前提となる。また、対象となる事業場を統括する算定責任者が任命されており、当該算定責任者が対象事業場のモニタリング方法に精通していることが求められる。

（グループ参加の主な例）

- ・ 本社および複数の事業場から構成される企業が 1 グループとして参加する。
- ・ スーパーやフランチャイズチェーンの複数サイトが参加する。

なお、グループ参加する場合、補助対象設備導入のない事業場がグループ内に含まれていてもよい。

2.2 敷地境界

敷地境界は、建築基準法届出等の公的書類に示された敷地図を用いて識別する。敷地境界の識別に関する詳細な説明は、「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」3.2 を参照すること。

2.3 敷地境界を判断する時点及び敷地境界の変更

基準年度期間中及び削減対策実施年度期間中において、法人の合併・分割又は事業場・設備の買収・売却等によって敷地境界に変更があった場合には、本制度における敷地境界も変更し、算定対象範囲（バウンダリ）も敷地境界に併せて変更し、排出量の算定を行う（例えば、基準年度排出量の算定において、2010年8月1日に敷地境界を変更した場合には、2009年4月～2010年7月末の期間では変更前の敷地境界で排出量を算定し、2010年8月～2012年3月末の期間は変更後の敷地境界で排出量を算定する）。

敷地境界の変更に関する詳細な説明は、「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」3.2.2を参照すること。

3. 排出量の算定

3.1 算定対象ガス・算定対象活動

本制度において算定対象とする温室効果ガスは、エネルギー起源二酸化炭素（CO₂）のみとする。

算定対象活動は以下の通り。算定対象から除外される活動などに関する詳細な説明は、「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」3.3.2を参照すること。

表 2 算定対象活動

種類	活動内容
燃料の使用に伴う CO ₂ 排出	化石燃料の使用（構内車両における排出も含む）
電気・熱の使用に伴う CO ₂ 排出	算定対象範囲（バウンダリ）外より供給された電気・熱の使用

3.2 排出源

排出源とは、敷地境界内の建物内にある算定対象活動（表 2）を行う受電設備や、ボイラなどの設備を指す。排出源は設備単位ごとに把握する必要があるが、算定対象範囲（バウンダリ）外から供給された電気・熱の使用に伴う CO₂ 排出については、取引メータ等を一つの排出源と見なす。

※ 排出源の特定方法や少量排出源の基準に関する解説は、「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」3.4を参照すること。

3.3 算定対象範囲（バウンダリ）の確定

算定対象範囲（バウンダリ）とは、自らの排出量として算定を行う範囲を指す。敷地境界内にある排出源で、自社が設備更新権限を有しない設備（テナントのガス利用機器等）を除いたものをバウンダリと呼ぶ。

※ 算定対象範囲（バウンダリ）に関する解説は「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」3.5を参照すること。

3.4 データのモニタリング

(1) データのモニタリング方法

事業場における排出量の算定は、原則として次式で算定されるため、下式の各項（活動量、単位発熱量、排出係数）をそれぞれ適切な方法で把握（モニタリング）する必要がある。

<燃料の燃焼>	CO2 排出量＝活動量×単位発熱量×排出係数
<電気、熱の使用>	CO2 排出量＝活動量×排出係数

本制度では、購買データによるモニタリングを推奨する。外部への供給等があり購買データによるモニタリングが困難な場合や、設備に設置し精度管理された計量器によるエネルギー使用量データによるエネルギー管理システムが既に構築されている場合などにおいては実測によるモニタリングが認められる。

※ モニタリング方法に関しては、「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」4章を参照すること。

(2) モニタリング体制の構築

目標保有者は、排出量を正確に算出するための適切なモニタリング体制、算定体制を整備することが求められる。体制の構築においては、独自のデータ収集・把握方法を確立すると共に、モニタリング管理責任者ならびに担当者を任命することが必要である。

※ モニタリング体制の構築に関する解説は「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」4.4.1を参照すること。

(3) 品質保証（QA）・品質管理（QC）

CO2 排出量の把握に当たっては、排出量を計算するために使用するデータ（活動量、単位発熱量、排出係数等）を正確に把握することが重要である。このため、データの品質を保証する仕組みを構築する必要がある。基本的には、個々のデータチェックと体制の整備の二つのアプローチを実施することでデータの品質向上が期待される。一般的に、前者を品質保証（Quality Assurance、：QA）、後者を品質管理（Quality Control：QC）と呼ぶ。

※ 品質保証（QA）・品質管理（QC）に関する解説は「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」4.4.2を参照すること。

3.5 CO2 排出量の算定・報告

(1) CO2 排出量の算定

CO2 排出量の算定は、3.4 に沿ってモニタリングしたデータを用い、原則として以下の式で算定する。

<燃料の燃焼由来>	CO2 排出量＝活動量×単位発熱量×排出係数
<電力、熱の使用由来>	CO2 排出量＝活動量×排出係数

※ CO2 排出量の算定に関する解説は「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」5章を参照し、各活動の「(2)算定方法」に示される算定式に沿ってCO2 排出量を算定する。

(2) 算定単位

CO2 排出量の合計値は、1t-CO2 未満は切り捨てとし、整数値で報告する。

(3) CO2 排出量の報告

目標保有者は、算定した自らの CO2 排出量を、定められた様式にて報告する必要がある。

算定報告書には、モニタリング方法及び具体的な燃料使用量と CO2 排出量の計算結果と併せて事業者の概要や設備の状況等を記述することとなっている。

算定報告書の提出は算定責任者が行うこと。

4. 目標設定方法

4.1 基準年度排出量

基準年度排出量は、原則として 2009年4月1日～2012年3月31日の3年間の平均値である。

基準年度排出量については、公募時書類及び算定報告書の様式に従い2009～2011年度の排出量を環境省に報告する。その後、2012年12月までに、環境省が委託する検証機関による検証を受ける必要がある。検証は3年間分の排出量のそれぞれについて行い、各年度の値の平均値（小数点以下は切り捨て）をもって基準年度排出量とする。

既に環境報告書等で事業場の温室効果ガス排出量を算定し、第三者認証を受けているような場合でも、排出係数や算定対象範囲（バウンダリ）等が本制度と異なる可能性があるため、改めて算定して検証を受けることが必要となる。

4.2 排出削減目標量

目標保有者は、申請時に申請書の様式に従い、「排出削減目標量」を環境省に登録する。なお、一度登録した申請書記載の排出削減目標量は、検証を経て基準年度排出量確定値に変動があった場合を含めて、以後変更することはできない。

① 2013年度のCO₂排出削減目標量

- ・ 2013年度の燃料別の使用量予測、補助対象設備による削減効果等から 2013年度のCO₂排出量を予測し、基準年度排出量との差を求めることにより算定する。
- ・ 補助対象設備以外の排出削減努力の効果を含めることも可能である。その場合、補助の費用効率性が改善され、より採択されやすくなる。
- ・ なお2013年度のCO₂排出目標量（＝基準年度排出量－排出削減目標量）は、延床面積あたりの排出量が公募要領別添1別紙5に指定される建物の用途区分ごとの一定の排出水準以下となることが必要となる。
（ただし、可能な限りの対策を行っても別添1別紙5に記載の水準以下に抑えることが構造上困難であると認められる場合、困難な理由を説明資料として提出の上、環境省に認められればこの限りではありません。）

② 補助の費用効率性を求める際に算定される削減量

- ・ 補助の費用効率性を求める際に算定される削減量は、①で算定したCO₂排出削減目標量のうち、設備導入による削減目標量と設備導入以外の排出削減取組によるCO₂排出削減目標量を踏まえて次式により算定する。

補助の費用効率性を求める際に算定される削減量

$$= (\text{設備導入によるCO}_2\text{排出削減目標量}/\text{年} \\ + \text{設備導入以外の排出削減取組によるCO}_2\text{排出削減目標量}/\text{年} \times 1/2) \\ \times \text{導入される設備の法定耐用年数}$$

ASSET 実施ルール（追加募集用）

- ・ 「設備導入以外の排出削減取組による CO2 排出削減目標量」とは、施設の運用改善努力による削減量等を指す。本削減量は、設備導入に比べて削減効果の持続性に課題があると考えられることから、採択に係る審査に際しては削減量に 1/2 を乗じて評価する。なお、空間ごと、用途ごと又は個別機器ごとの分解能でエネルギー消費状況を計測・分析した上で、複数のエネルギー消費設備を制御するシステム等が設置される場合には、運用改善効果の継続が期待されるため、1/2 を乗じる必要はない。
- ・ 「設備導入以外の排出削減取組による CO2 排出削減目標量」に 1/2 を乗じるのは、採択に係る審査を行うときのみであり、排出量の算定や排出枠の交付・償却等の場合には、1/2 を乗じるものではない。
- ・ 種類の異なる補助対象設備があり、それぞれの法定耐用年数が異なる場合には、複数設備の法定耐用年数の単純平均又はそれぞれの設備の排出削減効果に応じた加重平均をもって補助対象設備の法定耐用年数とする。

5. 排出量の検証

5.1 概要

目標保有者には、本実施ルールに従って排出量を報告することが求められるが、その算定結果の信頼性を担保するために、目標保有者から独立した第三者検証機関による検証が実施される。事業者は要求された情報の提示、現地訪問への対応等を行う必要がある。

検証機関は、算定報告書の信頼性を確かめるために、検証の過程で様々な証拠（エビデンス）を入手する必要がある。検証機関には、目標保有者と十分な意思疎通を図り、検証を円滑に行うことが求められる。特に、基準年度検証においては、事業者のモニタリング体制/算定体制の整備状況を評価することを通じて、マネジメントシステムの改善も期待される。

5.2 検証の受検及び検証機関の選択

目標保有者は、以下の CO2 排出量の算定結果について、検証機関による検証を受ける必要がある。検証機関の選択については、環境省が指定する事業者の中から、目標保有者が選択することとする（環境省が所要の調整を行うことがありうる。）。

①基準年度排出量 … 2012 年 12 月までに検証を受ける。

②削減対策実施年度（2013 年度）の排出量 … 2014 年 6 月頃に検証を受ける。

※ 検証手順や事業者に求められる事項に関する解説は「ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0」6 章を参照すること。

6. 排出枠の初期割当量（JAA）の交付、取引及び償却

6.1 排出枠の交付及び登録簿

(1) 排出枠の初期割当量（JAA）の交付

目標保有者には、以下の量の JAA が初期割当量として削減対策実施年度である 2013 年度の 4 月以降に交付される。ただし、それまでに基準年度排出量の検証を終えていることが前提である。

$$\text{JAA 交付量 (t-CO2)} = \text{検証機関の検証を経た基準年度排出量 (t-CO2)} \\ - \text{2013 年度の CO2 排出削減目標量 (t-CO2)}$$

(2) 登録簿

① 口座の種類

排出枠の発行、保有、移転、償却等は、本制度用の登録簿システムにより記録される。登録簿システムには、以下の 4 種類の口座が設けられる。

- ・ 保有口座（目標保有者及び取引参加者が排出枠を保有するための口座）
- ・ 償却口座（排出枠提出義務を果たすため排出枠を償却するための口座）
- ・ 取消口座（自主的に排出枠を失効させるための口座）
- ・ オフセット用取消口座：JAA を利用したカーボン・オフセットを行うことを目的として自主的に排出枠を失効させるための口座

保有口座の開設は、参加者が環境省に開設申請をすることにより行う。申請方法や口座開設後の登録簿システムの利用方法については、専用ウェブサイト（今後開設予定）のマニュアルを参照すること。

目標保有者に対する排出枠（初期割当量）の交付は、当該目標保有者の保有口座に排出枠を発行することにより行う。交付量については、上記(1)を参照のこと。

② 口座名義

保有口座は参加事業場毎に開設される。同一法人が複数の事業場において目標保有者として参加している場合には、それぞれの事業場毎に保有口座を開設する。

(3) 排出枠（JAA と jCER）償却義務

目標保有者は、2014 年 11 月 30 日に予定される償却期限までに、検証機関の検証を経た 2013 年度の実排出量と同量の排出枠（JAA と jCER）を自己の保有口座から償却口座に移転（＝償却）しなければならない。

償却には、以下の 2 種類を用いることができる。

- ・ 目標保有者に対し交付される初期割当量「JAA」（Japan Allowance Step）
- ・ 京都議定書に基づき行われるクリーン開発メカニズム（CDM）により発行される CER（Certified Emission Reduction）又は、共同実施（JI）により発行される ERU（Emission Reduction Unit）を基に発行される「jCER」。

6.2 排出枠等の取引・移転方法

(1) 取引対象

本制度においては、上記の JAA 及び jCER を参加者間で取引することができる。

CER 又は ERU を本制度の目標遵守や取引のために利用するためには、参加者が京都議定書の下での国別登録簿内の自社保有口座から日本政府の保有口座へ CER 又は ERU を移転した上で、別途 jCER の発行を環境省に申請する必要がある。国別登録簿において政府保有口座への移転が確認された後、本制度の保有口座に同量の jCER が発行される。

一度移転された jCER は、国別登録簿の自らの保有口座に戻す（再移転）ことはできない（CER 及び ERU の移転は不可逆的である）。

JAA と jCER の排出枠の単位は t-CO₂ とし、等価取引できる。

本ルールでは、JAA と jCER を「排出枠」と総称する。

(2) 取引方法

排出枠の取引は参加者間の責任において自由に行うことができる。仲介業者を介する取引も、同様に当事者間の責任において行うことができる。

(3) 移転

排出枠の売り手は取引の約定後、買い手との間で合意された期間内に排出枠の移転申請を登録簿システム上で行う。また、買い手は合意された期間内に排出枠の購入費用を支払う。

正しい種類・数量の排出枠が移転されたかどうか等の移転処理の結果は、売り手・買い手が登録簿システム上で確認する。

契約通りの移転がなされておらず、誤りがあると認められるときは、原則として当事者間で解決する。

(4) 移転期間

本制度においては、2013年4月1日～2014年3月31日を削減対策実施期間、2014年4月1日～2014年11月30日を調整期間と呼び、両期間を併せて移転期間と見なす。参加者は移転期間内に移転を行うことにより、排出枠保有量の調整を行うことができる。

目標保有者の保有口座に排出枠（JAA）が発行され次第、移転を行うことが可能になる。また、排出枠の移転は2014年11月30日に予定されている目標保有者の償却期限前まで自由に行うことができる。

(5) 移転単位

排出枠は 1t-CO₂ 単位で移転をすることができる。

(6) コミットメントリザーブ

制度本来の目的である目標保有者における温室効果ガスの削減を確実に進めるため、目標保有者は、2013年4月以降に排出枠が交付されてから償却達成前までの間、常に、「初期割当量－償却済排出枠量－各年度の排出削減予測量」分の排出枠を自己の保有口座に保有しなければならない。なお償却達成後はコミットメントリザーブは解除される。

(7) 償却

目標保有者は、調整期間である2014年4月1日から2014年11月30日に予定されている償却期限までに、検証機関の検証を経た2013年度CO2排出量と少なくとも同量相当の排出枠を、自己の保有口座から償却口座に移転（＝償却）しなければならない。

償却には、JAA及びJCERの排出枠の2種類を用いることができる。

6.3 排出枠償却義務を満たせない場合等の措置

以下の場合については、補助金適正化法第17条から第21条まで及び二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間団体）交付要綱に基づき、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ぜられる可能性がある。

1) 排出枠償却義務を満たせない場合

排出枠の償却量が、検証機関の検証を経た2013年度実排出量に満たない場合には、返還額は原則として次式により決定される。ただし、設備補助交付額を上限とする。

$$\text{返還額} = \text{設備補助交付額} \times \frac{\text{排出枠償却の不足量}}{\text{2013年度の排出削減目標量}}$$

※この返還額は補助金適正化法第19条第1項に規定する加算金のうち、設備補助の受領の日から、設備補助の交付決定の全部又は一部の取消しの日までの分を含んだ額とする。
2)についても同じ。

2) 基準年度排出量又は削減対策実施年度（2013年度）の排出量について、検証機関の検証を経て、算定結果が確定できなかった場合

検証結果が、「不適正」又は「意見不表明」の場合及び「限定付き適正」であって且つ、算定結果を確定できない場合には、返還額は、原則として、設備補助交付額の10%とする。ただし、2013年度の実排出量が排出枠の初期割当量を超える量が、2013年度の排出削減目標量の10%よりも大幅に大きい蓋然性が高いと判断される場合等、返還額を設備補助交付額の10%に止めることが妥当でないと考えられる場合には、返還額を増加させることができる。また、算定結果を確定できないことにつきやむを得ない事情があると認められるときは、返還額を減額又は免除することができる。

【参考】補助金返還の根拠法令（補助金適正化法 関係条文）

（決定の取消）

第17条 各省各庁の長は、補助事業者等が、補助金等の他の用途への使用をし、その他補助事業等に関して補助金等の交付の決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基く各省各庁の長の処分に違反したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 （略）

3 前二項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があつた後においても適用があるものとする。

4 （略）

（補助金等の返還）

第18条 各省各庁の長は、補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消に係る部分に関し、すでに補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2・3 （略）

（加算金及び延滞金）

第19条 補助事業者等は、第17条第1項の規定又はこれに準ずる他の法律の規定による処分に関し、補助金等の返還を命ぜられたときは、政令で定めるところにより、その命令に係る補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金等の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

2 補助事業者等は、補助金等の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかつたときは、政令で定めるところにより、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

3 各省各庁の長は、前二項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、政令で定めるところにより、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

7. 本制度に関する情報及び問い合わせ

7.1. 本制度に関するウェブサイト

今後本制度用にウェブサイトを開設し、以下の情報を掲載するので、適宜参照すること。
(URL は開設後に掲載予定)

- ・実施ルールなど、本制度に関する基本的な情報
- ・設備補助の公募要領など、設備補助に関する情報
- ・本制度や設備補助に関する各種申請・報告等の様式のダウンロード
- ・Q & A
- ・本制度に関する質問フォーム（→環境省及び事務局に送信される。）
- ・ASSET モニタリング・報告ガイドライン Ver.1.0

7.2. 本制度に関する問い合わせ先

本制度に関する問い合わせは、上記ウェブサイトの質問フォームに入力すると、環境省及び事務局に送信される。

そのほか、本制度に関する問い合わせ先は、以下のとおり。

○設備補助や制度全般に関する問い合わせ

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室

E-mail : ASSET@env.go.jp

○先進技術・排出量の算定・検証やルールの詳細に関する問い合わせ

(株)三菱総合研究所（ASSET 制度事務局）

E-mail : asset-sec@mri.co.jp

TEL:03-6705-6498